

静岡県国民保護計画 新旧対照表（令和8年2月）

頁	改正前	改正後	備考																								
p. 9	<p>(5) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="290 233 1403 1598"> <thead> <tr> <th data-bbox="290 233 703 275">機関の区分及び名称</th> <th data-bbox="703 233 1403 275">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="290 285 703 369">放送事業者 (略)</td> <td data-bbox="703 285 1403 369">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 380 703 894">                     運送事業者                      株式会社富士急マリンリゾート  <u>株式会社エスパルスドリームフェリー</u>                      一般社団法人静岡県バス協会                      伊豆急行株式会社                      伊豆箱根鉄道株式会社                      岳南<u>鉄道</u>株式会社                      静岡鉄道株式会社                      大井川<u>鐵道</u>株式会社                      遠州鉄道株式会社                      天竜浜名湖鉄道株式会社                      一般社団法人静岡県トラック協会                 </td> <td data-bbox="703 380 1403 894">                     1 避難住民の運送及び緊急物資の運送                      2 旅客及び貨物の運送の確保                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 905 703 1419">                     ガス事業者                      下田ガス株式会社                      伊東<u>瓦斯</u>株式会社                      熱海瓦斯株式会社                      御殿場<u>瓦斯</u>株式会社                      静岡<u>瓦斯</u>株式会社                      東海ガス株式会社                      島田<u>瓦斯</u>株式会社                      中遠ガス株式会社                      袋井ガス株式会社  <u>中部瓦斯</u>株式会社                      一般社団法人静岡県LPガス協会                 </td> <td data-bbox="703 905 1403 1419">1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1430 703 1503">病院その他の医療機関 (略)</td> <td data-bbox="703 1430 1403 1503">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1514 703 1587">道路の管理者 (略)</td> <td data-bbox="703 1514 1403 1587">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱	放送事業者 (略)	(略)	運送事業者 株式会社富士急マリンリゾート <u>株式会社エスパルスドリームフェリー</u> 一般社団法人静岡県バス協会 伊豆急行株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 岳南 <u>鉄道</u> 株式会社 静岡鉄道株式会社 大井川 <u>鐵道</u> 株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社 一般社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	ガス事業者 下田ガス株式会社 伊東 <u>瓦斯</u> 株式会社 熱海瓦斯株式会社 御殿場 <u>瓦斯</u> 株式会社 静岡 <u>瓦斯</u> 株式会社 東海ガス株式会社 島田 <u>瓦斯</u> 株式会社 中遠ガス株式会社 袋井ガス株式会社 <u>中部瓦斯</u> 株式会社 一般社団法人静岡県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給	病院その他の医療機関 (略)	(略)	道路の管理者 (略)	(略)	<p>(5) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1549 233 2662 1598"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 233 1961 275">機関の区分及び名称</th> <th data-bbox="1961 233 2662 275">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 285 1961 369">放送事業者 (略)</td> <td data-bbox="1961 285 2662 369">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 380 1961 894">                     運送事業者                      株式会社富士急マリンリゾート  <u>一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー</u>                      一般社団法人静岡県バス協会                      伊豆急行株式会社                      伊豆箱根鉄道株式会社                      岳南<u>電車</u>株式会社                      静岡鉄道株式会社                      大井川<u>鐵道</u>株式会社                      遠州鉄道株式会社                      天竜浜名湖鉄道株式会社                      一般社団法人静岡県トラック協会                 </td> <td data-bbox="1961 380 2662 894">                     1 避難住民の運送及び緊急物資の運送                      2 旅客及び貨物の運送の確保                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 905 1961 1419">                     ガス事業者                      下田ガス株式会社                      伊東<u>ガス</u>株式会社                      熱海瓦斯株式会社                      御殿場<u>ガス</u>株式会社                      静岡<u>ガス</u>株式会社                      東海ガス株式会社                      島田<u>ガス</u>株式会社                      中遠ガス株式会社                      袋井ガス株式会社  <u>サーラエナジー</u>株式会社                      一般社団法人静岡県LPガス協会                 </td> <td data-bbox="1961 905 2662 1419">1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 1430 1961 1503">病院その他の医療機関 (略)</td> <td data-bbox="1961 1430 2662 1503">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 1514 1961 1587">道路の管理者 (略)</td> <td data-bbox="1961 1514 2662 1587">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱	放送事業者 (略)	(略)	運送事業者 株式会社富士急マリンリゾート <u>一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー</u> 一般社団法人静岡県バス協会 伊豆急行株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 岳南 <u>電車</u> 株式会社 静岡鉄道株式会社 大井川 <u>鐵道</u> 株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社 一般社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	ガス事業者 下田ガス株式会社 伊東 <u>ガス</u> 株式会社 熱海瓦斯株式会社 御殿場 <u>ガス</u> 株式会社 静岡 <u>ガス</u> 株式会社 東海ガス株式会社 島田 <u>ガス</u> 株式会社 中遠ガス株式会社 袋井ガス株式会社 <u>サーラエナジー</u> 株式会社 一般社団法人静岡県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給	病院その他の医療機関 (略)	(略)	道路の管理者 (略)	(略)	<p>・事業移管に伴う法人変更</p> <p>法人名の変更</p> <p>法人名の変更</p>
機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱																										
放送事業者 (略)	(略)																										
運送事業者 株式会社富士急マリンリゾート <u>株式会社エスパルスドリームフェリー</u> 一般社団法人静岡県バス協会 伊豆急行株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 岳南 <u>鉄道</u> 株式会社 静岡鉄道株式会社 大井川 <u>鐵道</u> 株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社 一般社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																										
ガス事業者 下田ガス株式会社 伊東 <u>瓦斯</u> 株式会社 熱海瓦斯株式会社 御殿場 <u>瓦斯</u> 株式会社 静岡 <u>瓦斯</u> 株式会社 東海ガス株式会社 島田 <u>瓦斯</u> 株式会社 中遠ガス株式会社 袋井ガス株式会社 <u>中部瓦斯</u> 株式会社 一般社団法人静岡県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給																										
病院その他の医療機関 (略)	(略)																										
道路の管理者 (略)	(略)																										
機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱																										
放送事業者 (略)	(略)																										
運送事業者 株式会社富士急マリンリゾート <u>一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー</u> 一般社団法人静岡県バス協会 伊豆急行株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 岳南 <u>電車</u> 株式会社 静岡鉄道株式会社 大井川 <u>鐵道</u> 株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社 一般社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																										
ガス事業者 下田ガス株式会社 伊東 <u>ガス</u> 株式会社 熱海瓦斯株式会社 御殿場 <u>ガス</u> 株式会社 静岡 <u>ガス</u> 株式会社 東海ガス株式会社 島田 <u>ガス</u> 株式会社 中遠ガス株式会社 袋井ガス株式会社 <u>サーラエナジー</u> 株式会社 一般社団法人静岡県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給																										
病院その他の医療機関 (略)	(略)																										
道路の管理者 (略)	(略)																										

頁	改正前	改正後	備考								
p. 11	<p><b>第4節 県の地理的、社会的特徴</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 289 430 331">(1) 地形</td> <td data-bbox="430 289 1415 331">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 342 430 1325">(2) 気候</td> <td data-bbox="430 342 1415 1325"> <p>県の気候は、伊豆、富士山麓、県中部、県西部地方に大別することができ、それぞれの特性は以下のとおりである。</p> <p>ア 伊豆地方 (略)</p> <p>イ 富士山麓地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この地方は海拔高度により気温が変わり、御殿場・白糸では、年平均気温となっているが、富士では約16℃である。</li> <li>風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形による影響を受け、東山麓、西山麓地域では南と北の風が多く、南山麓地域では秋から春にかけては西の風が多いが、夏は南の風が多くなっている。風速は御殿場地域では一般に弱い、富士宮南部から岳南地域では風が強く、特に冬や低気圧が通過する時は強風となりやすい。</li> <li>海拔300～400m以上では霧が発生することが多い。</li> </ul> <p>ウ 県中部地方 (略)</p> <p>エ 県西部地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年平均気温は平野部では15～16℃となっている。しかし、山間部では平均気温は0.5～1℃低くなっているが、夏には県の最高気温を記録することがある。</li> <li>冬は、ひと月で2～3日の強風が吹くが、春から秋にかけては一般に風速は弱い。</li> <li>遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。</li> </ul> </td> </tr> </table>	(1) 地形	(略)	(2) 気候	<p>県の気候は、伊豆、富士山麓、県中部、県西部地方に大別することができ、それぞれの特性は以下のとおりである。</p> <p>ア 伊豆地方 (略)</p> <p>イ 富士山麓地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この地方は海拔高度により気温が変わり、御殿場・白糸では、年平均気温となっているが、富士では約16℃である。</li> <li>風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形による影響を受け、東山麓、西山麓地域では南と北の風が多く、南山麓地域では秋から春にかけては西の風が多いが、夏は南の風が多くなっている。風速は御殿場地域では一般に弱い、富士宮南部から岳南地域では風が強く、特に冬や低気圧が通過する時は強風となりやすい。</li> <li>海拔300～400m以上では霧が発生することが多い。</li> </ul> <p>ウ 県中部地方 (略)</p> <p>エ 県西部地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年平均気温は平野部では15～16℃となっている。しかし、山間部では平均気温は0.5～1℃低くなっているが、夏には県の最高気温を記録することがある。</li> <li>冬は、ひと月で2～3日の強風が吹くが、春から秋にかけては一般に風速は弱い。</li> <li>遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。</li> </ul>	<p><b>第4節 県の地理的、社会的特徴</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1439 289 1676 331">(1) 地形</td> <td data-bbox="1676 289 2683 331">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1439 342 1676 1325">(2) 気候</td> <td data-bbox="1676 342 2683 1325"> <p>県の気候は、伊豆、富士山麓、県中部、県西部地方に大別することができ、それぞれの特性は以下のとおりである。</p> <p>ア 伊豆地方 (略)</p> <p>イ 富士山麓地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この地方は海拔高度により気温が変わり、御殿場(標高約470m)・白糸(標高約500m)では、年平均気温は約13℃となっているが、富士(標高約66m)では約16℃である。</li> <li>風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形による影響を受け、東山麓、西山麓地域では南と北の風が多く、南山麓地域では秋から春にかけては西の風が多いが、夏は南の風が多くなっている。風速は御殿場地域では一般に弱い、富士宮南部から岳南地域では風が強く、特に冬や低気圧が通過する時は強風となりやすい。</li> <li>海拔300～400m以上では霧が発生することが多い。</li> </ul> <p>ウ 県中部地方 (略)</p> <p>エ 県西部地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年平均気温は平野部では15～16℃となっている。しかし、山間部では平均気温は0.5～1℃位低くなっているが、夏には県の最高気温を記録することがある。</li> <li>冬は、ひと月で2～3日の強風が吹くが、春から秋にかけては一般に風速は弱い。</li> <li>遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。</li> </ul> </td> </tr> </table>	(1) 地形	(略)	(2) 気候	<p>県の気候は、伊豆、富士山麓、県中部、県西部地方に大別することができ、それぞれの特性は以下のとおりである。</p> <p>ア 伊豆地方 (略)</p> <p>イ 富士山麓地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この地方は海拔高度により気温が変わり、御殿場(標高約470m)・白糸(標高約500m)では、年平均気温は約13℃となっているが、富士(標高約66m)では約16℃である。</li> <li>風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形による影響を受け、東山麓、西山麓地域では南と北の風が多く、南山麓地域では秋から春にかけては西の風が多いが、夏は南の風が多くなっている。風速は御殿場地域では一般に弱い、富士宮南部から岳南地域では風が強く、特に冬や低気圧が通過する時は強風となりやすい。</li> <li>海拔300～400m以上では霧が発生することが多い。</li> </ul> <p>ウ 県中部地方 (略)</p> <p>エ 県西部地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年平均気温は平野部では15～16℃となっている。しかし、山間部では平均気温は0.5～1℃位低くなっているが、夏には県の最高気温を記録することがある。</li> <li>冬は、ひと月で2～3日の強風が吹くが、春から秋にかけては一般に風速は弱い。</li> <li>遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。</li> </ul>	<p>・「静岡県地域防災計画」の記載に合わせた修正</p> <p>・「静岡県地域防災計画」の記載に合わせた修正</p>
(1) 地形	(略)										
(2) 気候	<p>県の気候は、伊豆、富士山麓、県中部、県西部地方に大別することができ、それぞれの特性は以下のとおりである。</p> <p>ア 伊豆地方 (略)</p> <p>イ 富士山麓地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この地方は海拔高度により気温が変わり、御殿場・白糸では、年平均気温となっているが、富士では約16℃である。</li> <li>風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形による影響を受け、東山麓、西山麓地域では南と北の風が多く、南山麓地域では秋から春にかけては西の風が多いが、夏は南の風が多くなっている。風速は御殿場地域では一般に弱い、富士宮南部から岳南地域では風が強く、特に冬や低気圧が通過する時は強風となりやすい。</li> <li>海拔300～400m以上では霧が発生することが多い。</li> </ul> <p>ウ 県中部地方 (略)</p> <p>エ 県西部地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年平均気温は平野部では15～16℃となっている。しかし、山間部では平均気温は0.5～1℃低くなっているが、夏には県の最高気温を記録することがある。</li> <li>冬は、ひと月で2～3日の強風が吹くが、春から秋にかけては一般に風速は弱い。</li> <li>遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。</li> </ul>										
(1) 地形	(略)										
(2) 気候	<p>県の気候は、伊豆、富士山麓、県中部、県西部地方に大別することができ、それぞれの特性は以下のとおりである。</p> <p>ア 伊豆地方 (略)</p> <p>イ 富士山麓地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この地方は海拔高度により気温が変わり、御殿場(標高約470m)・白糸(標高約500m)では、年平均気温は約13℃となっているが、富士(標高約66m)では約16℃である。</li> <li>風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形による影響を受け、東山麓、西山麓地域では南と北の風が多く、南山麓地域では秋から春にかけては西の風が多いが、夏は南の風が多くなっている。風速は御殿場地域では一般に弱い、富士宮南部から岳南地域では風が強く、特に冬や低気圧が通過する時は強風となりやすい。</li> <li>海拔300～400m以上では霧が発生することが多い。</li> </ul> <p>ウ 県中部地方 (略)</p> <p>エ 県西部地方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年平均気温は平野部では15～16℃となっている。しかし、山間部では平均気温は0.5～1℃位低くなっているが、夏には県の最高気温を記録することがある。</li> <li>冬は、ひと月で2～3日の強風が吹くが、春から秋にかけては一般に風速は弱い。</li> <li>遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。</li> </ul>										
p. 12	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 1344 430 1386">(3) 人口分布</td> <td data-bbox="430 1344 1415 1386">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1396 430 2022">(4) 道路の位置等</td> <td data-bbox="430 1396 1415 2022"> <p>県内の主要な道路は以下のとおりである。</p> <p>ア 高規格幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に延びて神奈川県及び愛知県に繋がる東名・新東名高速道路</li> <li>開通した東駿河湾環状道路を一部とし、県東部から、伊豆半島を縦断する伊豆縦貫自動車道(整備中)</li> <li>県の中部地区を縦断して山梨県、長野県に繋がる中部横断自動車道(整備中)</li> <li>県の西部地区を縦断して長野県に繋がる三遠南信自動車道(整備中)</li> </ul> <p>イ 地域高規格道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県中部に位置し、陸・海・空の交通ネットワークを形成する金谷御前崎連絡道路(一部継続整備中)</li> </ul> <p>ウ 一般国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に延びて神奈川県及び愛知県と繋がる国道1号</li> <li>県の中部地区から南北方面に延びて山梨県に繋がる国道52号、国道139号</li> <li>県の東部地区から南北方面に延びて神奈川県に繋がる国道246号、東西方向に延びて山梨県と繋がる国道138号</li> </ul> </td> </tr> </table>	(3) 人口分布	(略)	(4) 道路の位置等	<p>県内の主要な道路は以下のとおりである。</p> <p>ア 高規格幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に延びて神奈川県及び愛知県に繋がる東名・新東名高速道路</li> <li>開通した東駿河湾環状道路を一部とし、県東部から、伊豆半島を縦断する伊豆縦貫自動車道(整備中)</li> <li>県の中部地区を縦断して山梨県、長野県に繋がる中部横断自動車道(整備中)</li> <li>県の西部地区を縦断して長野県に繋がる三遠南信自動車道(整備中)</li> </ul> <p>イ 地域高規格道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県中部に位置し、陸・海・空の交通ネットワークを形成する金谷御前崎連絡道路(一部継続整備中)</li> </ul> <p>ウ 一般国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に延びて神奈川県及び愛知県と繋がる国道1号</li> <li>県の中部地区から南北方面に延びて山梨県に繋がる国道52号、国道139号</li> <li>県の東部地区から南北方面に延びて神奈川県に繋がる国道246号、東西方向に延びて山梨県と繋がる国道138号</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1439 1344 1676 1386">(3) 人口分布</td> <td data-bbox="1676 1344 2683 1386">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1439 1396 1676 2022">(4) 道路の位置等</td> <td data-bbox="1676 1396 2683 2022"> <p>県内の主要な道路は以下のとおりである。</p> <p>ア 高規格道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に横断して神奈川県及び愛知県に繋がる東名・新東名高速道路(整備中)</li> <li>伊豆半島を縦断して東名・新東名高速道路に繋がる伊豆縦貫自動車道(整備中)</li> <li>県の中部地区を縦断して山梨県、長野県に繋がる中部横断自動車道(暫定2車線供用済)</li> <li>県の西部地区を縦断して長野県に繋がる三遠南信自動車道(整備中)</li> <li>県中部に位置し、陸・海・空の交通ネットワークを形成する金谷御前崎連絡道路(整備中)</li> </ul> <p>イ 一般国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に横断して神奈川県及び愛知県と繋がる国道1号</li> <li>県の中部地区から南北に縦断して山梨県に繋がる国道52号、国道139号</li> <li>県の東部地区から南北に縦断して神奈川県に繋がる国道246号、東西に横断して山梨県と繋がる国道138号</li> </ul> </td> </tr> </table>	(3) 人口分布	(略)	(4) 道路の位置等	<p>県内の主要な道路は以下のとおりである。</p> <p>ア 高規格道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に横断して神奈川県及び愛知県に繋がる東名・新東名高速道路(整備中)</li> <li>伊豆半島を縦断して東名・新東名高速道路に繋がる伊豆縦貫自動車道(整備中)</li> <li>県の中部地区を縦断して山梨県、長野県に繋がる中部横断自動車道(暫定2車線供用済)</li> <li>県の西部地区を縦断して長野県に繋がる三遠南信自動車道(整備中)</li> <li>県中部に位置し、陸・海・空の交通ネットワークを形成する金谷御前崎連絡道路(整備中)</li> </ul> <p>イ 一般国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に横断して神奈川県及び愛知県と繋がる国道1号</li> <li>県の中部地区から南北に縦断して山梨県に繋がる国道52号、国道139号</li> <li>県の東部地区から南北に縦断して神奈川県に繋がる国道246号、東西に横断して山梨県と繋がる国道138号</li> </ul>	<p>・「静岡県における新広域道路交通計画」の記載に合わせた修正</p> <p>・整備状況等に伴う時点修正</p> <p>・表現の統一による修正</p>
(3) 人口分布	(略)										
(4) 道路の位置等	<p>県内の主要な道路は以下のとおりである。</p> <p>ア 高規格幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に延びて神奈川県及び愛知県に繋がる東名・新東名高速道路</li> <li>開通した東駿河湾環状道路を一部とし、県東部から、伊豆半島を縦断する伊豆縦貫自動車道(整備中)</li> <li>県の中部地区を縦断して山梨県、長野県に繋がる中部横断自動車道(整備中)</li> <li>県の西部地区を縦断して長野県に繋がる三遠南信自動車道(整備中)</li> </ul> <p>イ 地域高規格道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県中部に位置し、陸・海・空の交通ネットワークを形成する金谷御前崎連絡道路(一部継続整備中)</li> </ul> <p>ウ 一般国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に延びて神奈川県及び愛知県と繋がる国道1号</li> <li>県の中部地区から南北方面に延びて山梨県に繋がる国道52号、国道139号</li> <li>県の東部地区から南北方面に延びて神奈川県に繋がる国道246号、東西方向に延びて山梨県と繋がる国道138号</li> </ul>										
(3) 人口分布	(略)										
(4) 道路の位置等	<p>県内の主要な道路は以下のとおりである。</p> <p>ア 高規格道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に横断して神奈川県及び愛知県に繋がる東名・新東名高速道路(整備中)</li> <li>伊豆半島を縦断して東名・新東名高速道路に繋がる伊豆縦貫自動車道(整備中)</li> <li>県の中部地区を縦断して山梨県、長野県に繋がる中部横断自動車道(暫定2車線供用済)</li> <li>県の西部地区を縦断して長野県に繋がる三遠南信自動車道(整備中)</li> <li>県中部に位置し、陸・海・空の交通ネットワークを形成する金谷御前崎連絡道路(整備中)</li> </ul> <p>イ 一般国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内を東西に横断して神奈川県及び愛知県と繋がる国道1号</li> <li>県の中部地区から南北に縦断して山梨県に繋がる国道52号、国道139号</li> <li>県の東部地区から南北に縦断して神奈川県に繋がる国道246号、東西に横断して山梨県と繋がる国道138号</li> </ul>										

静岡県国民保護計画 新旧対照表（令和8年2月）

頁	改正前	改正後	備考																
p. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>下田市から伊豆半島東海岸沿いを通り神奈川県に繋がる国道 135 号</li> <li>浜松市から南北<b>方面に延び</b>て愛知県に繋がる国道 257 号</li> <li>静岡市から中山間地域を抜けて愛知県に繋がる国道 362 号</li> <li>このほか、伊豆半島の中央部を縦断する国道 414 号、伊豆半島の西海岸を通る国道 136 号、県中部と西部を結ぶ国道 150 号、県中部を縦断する国道 473 号などがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下田市から伊豆半島<b>の</b>東海岸沿いを通り神奈川県に繋がる国道 135 号</li> <li>浜松市から南北<b>に縦断して</b>愛知県に繋がる国道 257 号</li> <li>静岡市から中山間地域を抜けて愛知県に繋がる国道 362 号</li> <li>このほか、伊豆半島の中央部を縦断する国道 414 号、伊豆半島の西海岸を通る国道 136 号、県中部と西部を結ぶ国道 150 号、県中部を縦断する国道 473 号などがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現の統一による修正</li> </ul>																
p. 13	<p>(5) 鉄道、港湾及び空港の位置等</p> <p>ア 鉄道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏と近畿圏を結ぶJR東海道新幹線及びJR東海道本線がある。</li> <li>伊豆半島には、熱海市と伊東市を結ぶJR伊東線、伊東市と下田市を結ぶ伊豆急行、三島市と伊豆市を結ぶ伊豆箱根鉄道が南北に延びている。</li> <li>県中部には、島田市と川根本町を結ぶ大井川<b>鉄道</b>、県西部には掛川市と湖西市を結ぶ天竜浜名湖鉄道があるほか、富士市内、静岡市内、浜松市内には、それぞれ岳南<b>鉄道</b>、静岡鉄道、遠州鉄道がある。</li> </ul> <p>イ 港湾</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾は、<b>特定重要港湾</b>の清水港、重要港湾の田子の浦港、御前崎港のほか、地方港湾として、熱海港、伊東港、下田港、松崎港、宇久須港、土肥港、沼津港、大井川港、浜名港の9港がある。</li> </ul> <p>ウ 空港 (略)</p>	<p>(5) 鉄道、港湾及び空港の位置等</p> <p>ア 鉄道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏と近畿圏を結ぶJR東海道新幹線及びJR東海道本線がある。</li> <li>伊豆半島には、熱海市と伊東市を結ぶJR伊東線、伊東市と下田市を結ぶ伊豆急行、三島市と伊豆市を結ぶ伊豆箱根鉄道が南北に延びている。</li> <li>県中部には、島田市と川根本町を結ぶ大井川<b>鐵道</b>、県西部には掛川市と湖西市を結ぶ天竜浜名湖鉄道があるほか、富士市内、静岡市内、浜松市内には、それぞれ岳南<b>電車</b>、静岡鉄道、遠州鉄道がある。</li> </ul> <p>イ 港湾</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾は、<b>国際拠点港湾</b>の清水港、重要港湾の田子の浦港、御前崎港のほか、地方港湾として、熱海港、伊東港、下田港、松崎港、宇久須港、土肥港、沼津港、大井川港、浜名港の9港がある。</li> </ul> <p>ウ 空港 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人名の変更</li> <li>港湾法上の港格の呼称変更に伴う変更</li> </ul>																
	<p>(6) 原子力発電所の位置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部電力(株)浜岡原子力発電所が御前崎市佐倉に所在しており、5基の原子炉が設置されている。</li> </ul>	<p>(6) 原子力発電所の位置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部電力(株)浜岡原子力発電所が御前崎市佐倉に所在しており、5基の原子炉 <b>(うち、2基の原子炉は廃止措置中)</b> が設置されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時点修正</li> </ul>																
	<p>(7) 石油コンビナートの位置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市清水区の清水港に清水地区石油コンビナートが所在している。</li> <li>規模は、面積 1.138 k m<sup>2</sup>、特定事業所数 <b>13</b> である。</li> </ul>	<p>(7) 石油コンビナートの位置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市清水区の清水港に清水地区石油コンビナートが所在している。</li> <li>規模は、面積 1.138 k m<sup>2</sup>、特定事業所数 <b>12</b> である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時点修正</li> </ul>																
	<p>(8) 自衛隊施設等の位置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県内には、東部に陸上自衛隊東富士演習場、富士・滝ヶ原・板妻・駒門の各駐屯地及び在日米軍富士営舎地区等が、中部に航空自衛隊静浜基地、<b>御前崎分屯基地</b>が、西部に航空自衛隊浜松基地が所在している。</li> </ul>	<p>(8) 自衛隊施設等の位置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県内には、東部に陸上自衛隊東富士演習場、富士・滝ヶ原・板妻・駒門の各駐屯地及び在日米軍富士営舎地区等が、中部に航空自衛隊静浜基地が、西部に航空自衛隊浜松基地、<b>御前崎分屯基地</b>が所在している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載位置の変更</li> </ul>																
p. 32	<p>(略)</p> <p>4 交通の確保に関する体制等の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画等の策定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 広域的な交通管理体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 緊急通行車両に係る確認手続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事又は県公安委員会は、武力攻撃事態等において、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定める。</li> <li><b>なお、この場合、確認手続きの効率化、簡略化を図るため、事前届出ができる制度の整備を図る。</b></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(4) 道路管理者との連携</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画等の策定	(略)	(2) 広域的な交通管理体制の整備	(略)	(3) 緊急通行車両に係る確認手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事又は県公安委員会は、武力攻撃事態等において、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定める。</li> <li><b>なお、この場合、確認手続きの効率化、簡略化を図るため、事前届出ができる制度の整備を図る。</b></li> </ul>	(4) 道路管理者との連携	(略)	<p>(略)</p> <p>4 交通の確保に関する体制等の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画等の策定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 広域的な交通管理体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 緊急通行車両に係る確認手続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事又は県公安委員会は、武力攻撃事態等において、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定める <b>とともに確認制度の整備を図る。</b></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(4) 道路管理者との連携</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画等の策定	(略)	(2) 広域的な交通管理体制の整備	(略)	(3) 緊急通行車両に係る確認手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事又は県公安委員会は、武力攻撃事態等において、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定める <b>とともに確認制度の整備を図る。</b></li> </ul>	(4) 道路管理者との連携	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通行車両等事前届出制度の廃止に伴う変更</li> </ul>
(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画等の策定	(略)																		
(2) 広域的な交通管理体制の整備	(略)																		
(3) 緊急通行車両に係る確認手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事又は県公安委員会は、武力攻撃事態等において、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定める。</li> <li><b>なお、この場合、確認手続きの効率化、簡略化を図るため、事前届出ができる制度の整備を図る。</b></li> </ul>																		
(4) 道路管理者との連携	(略)																		
(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画等の策定	(略)																		
(2) 広域的な交通管理体制の整備	(略)																		
(3) 緊急通行車両に係る確認手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事又は県公安委員会は、武力攻撃事態等において、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定める <b>とともに確認制度の整備を図る。</b></li> </ul>																		
(4) 道路管理者との連携	(略)																		

頁	改正前	改正後	備考
p. 40	<p>1 事前配備体制の確立及び初動措置</p> <p>ア 知事は、県内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、県としての確かつ迅速に対処するため、速やかに別紙1のとおり事前配備体制をとる。</p> <p>知事が上記事案の発生又は発生のおそれを把握するルートは次のとおりとする。</p> <p>(1) 事前配備体制</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>1 事前配備体制の確立及び初動措置</p> <p>ア 知事は、県内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、県としての確かつ迅速に対処するため、速やかに別紙1のとおり事前配備体制をとる。</p> <p>知事が上記事案の発生又は発生のおそれを把握するルートは次のとおりとする。</p> <p>(1) 事前配備体制</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>・番号変更</p>

静岡県国民保護計画 新旧対照表（令和8年2月）

頁	改正前	改正後	備考																		
p. 41	<p>別紙1 事前配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="195 233 448 281">区分</th> <th data-bbox="448 233 670 281">配備基準</th> <th data-bbox="670 233 1421 281">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="195 281 448 863"> <p>【緊急事態情報収集室】</p> <p>統括 危機政策課長</p> </td> <td data-bbox="448 281 670 863"> <p>1 テロ等の予告があった場合</p> <p>2 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生</p> </td> <td data-bbox="670 281 1421 863"> <p>(設置目的) 情報収集を行い、状況により他の職員を動員できる態勢の確保 (想定業務) 県警察、消防等からの情報収集及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【統括班】(班長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) ②地域外交課職員</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="195 863 448 2003"> <p>【緊急事態連絡室】</p> <p>統括 危機管理部理事 (防災対策担当)</p> </td> <td data-bbox="448 863 670 2003"> <p>1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事態の発生の場合</p> <p>2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合</p> <p>3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合</p> </td> <td data-bbox="670 863 1421 2003"> <p>(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【統括班】(班長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 健康福祉部政策監) 配備課 健康福祉部政策監、健康福祉部総務監、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、薬事課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境政策課、水利用課、事業課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、教育総務課</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備体制	<p>【緊急事態情報収集室】</p> <p>統括 危機政策課長</p>	<p>1 テロ等の予告があった場合</p> <p>2 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生</p>	<p>(設置目的) 情報収集を行い、状況により他の職員を動員できる態勢の確保 (想定業務) 県警察、消防等からの情報収集及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【統括班】(班長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) ②地域外交課職員</p>	<p>【緊急事態連絡室】</p> <p>統括 危機管理部理事 (防災対策担当)</p>	<p>1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事態の発生の場合</p> <p>2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合</p> <p>3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合</p>	<p>(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【統括班】(班長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 健康福祉部政策監) 配備課 健康福祉部政策監、健康福祉部総務監、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、薬事課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境政策課、水利用課、事業課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、教育総務課</p>	<p>別紙1 事前配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1451 233 1703 281">区分</th> <th data-bbox="1703 233 1926 281">配備基準</th> <th data-bbox="1926 233 2677 281">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1451 281 1703 863"> <p>【緊急事態情報収集室】</p> <p>統括 危機政策課長</p> </td> <td data-bbox="1703 281 1926 863"> <p>1 テロ等の予告があった場合</p> <p>2 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生</p> </td> <td data-bbox="1926 281 2677 863"> <p>(設置目的) 情報収集を行い、状況により他の職員を動員できる態勢の確保 (想定業務) 県警察、消防等からの情報収集及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) ②地域外交課職員</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 863 1703 2003"> <p>【緊急事態連絡室】</p> <p>統括 危機管理監代理兼 危機管理部部長代理</p> </td> <td data-bbox="1703 863 1926 2003"> <p>1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事態の発生の場合</p> <p>2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合</p> <p>3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合</p> </td> <td data-bbox="1926 863 2677 2003"> <p>(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備体制	<p>【緊急事態情報収集室】</p> <p>統括 危機政策課長</p>	<p>1 テロ等の予告があった場合</p> <p>2 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生</p>	<p>(設置目的) 情報収集を行い、状況により他の職員を動員できる態勢の確保 (想定業務) 県警察、消防等からの情報収集及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) ②地域外交課職員</p>	<p>【緊急事態連絡室】</p> <p>統括 危機管理監代理兼 危機管理部部長代理</p>	<p>1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事態の発生の場合</p> <p>2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合</p> <p>3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合</p>	<p>(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課</p>	<p>・組織改編に伴う変更</p> <p>組織改編に伴う変更</p>
区分	配備基準	配備体制																			
<p>【緊急事態情報収集室】</p> <p>統括 危機政策課長</p>	<p>1 テロ等の予告があった場合</p> <p>2 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生</p>	<p>(設置目的) 情報収集を行い、状況により他の職員を動員できる態勢の確保 (想定業務) 県警察、消防等からの情報収集及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【統括班】(班長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) ②地域外交課職員</p>																			
<p>【緊急事態連絡室】</p> <p>統括 危機管理部理事 (防災対策担当)</p>	<p>1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事態の発生の場合</p> <p>2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合</p> <p>3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合</p>	<p>(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【統括班】(班長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 健康福祉部政策監) 配備課 健康福祉部政策監、健康福祉部総務監、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、薬事課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境政策課、水利用課、事業課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、教育総務課</p>																			
区分	配備基準	配備体制																			
<p>【緊急事態情報収集室】</p> <p>統括 危機政策課長</p>	<p>1 テロ等の予告があった場合</p> <p>2 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生</p>	<p>(設置目的) 情報収集を行い、状況により他の職員を動員できる態勢の確保 (想定業務) 県警察、消防等からの情報収集及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) ②地域外交課職員</p>																			
<p>【緊急事態連絡室】</p> <p>統括 危機管理監代理兼 危機管理部部長代理</p>	<p>1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事態の発生の場合</p> <p>2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合</p> <p>3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合</p>	<p>(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課</p>																			

静岡県国民保護計画 新旧対照表（令和8年2月）

頁	改正前		改正後		備考
p. 42	<p>【緊急事態対策室】</p> <p>統括 危機管理監</p>	<p>1 県内におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合</p> <p>2 本県の緊急通報の発令の場合</p> <p>3 警報発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が隣接県の場合</p>	<p>【緊急事態対策室】</p> <p>統括 危機管理監</p>	<p>1 県内におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合</p> <p>2 本県の緊急通報の発令の場合</p> <p>3 警報発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が隣接県の場合</p>	<p>（設置目的）</p> <p>国からの本部設置の指定の通知を受けたときには、直ちに本部を設置できる体制の確保</p> <p>（想定業務）</p> <p>国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、緊急通報の発令や退避の指示などの国民保護措置の検討及び実施</p> <p>（要員配備の規模）</p> <p>事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」</p> <p>【統括班】（班長 危機政策課長）</p> <p>①危機管理部職員全員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局職員全員</p> <p>「必要に応じて設置する班及び要員」</p> <p>④他部局指名職員（下記ア～オのとおり） ⑤必要な出先機関職員（本庁の指示により対応）</p> <p>ア【生物化学班】（班長 健康福祉部政策監）</p> <p>配備課 健康福祉部政策監、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、薬事課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境政策課、水利用課、事業課</p> <p>イ【交通機関班】（班長 地域交通課長）</p> <p>配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課</p> <p>ウ【消防班】（班長 消防保安課長）</p> <p>配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課、港湾企画課</p> <p>エ【原子力班】（班長 原子力安全対策課長）</p> <p>配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策監、医療政策課、地域医療課</p> <p>オ【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長）</p> <p>配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、教育総務課</p>
				<p>（設置目的）</p> <p>国からの本部設置の指定の通知を受けたときには、直ちに本部を設置できる体制の確保</p> <p>（想定業務）</p> <p>国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、緊急通報の発令や退避の指示などの国民保護措置の検討及び実施</p> <p>（要員配備の規模）</p> <p>事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p><b>1 警戒体制</b></p> <p>「必ず設置する班及び要員」</p> <p>【<b>総括グループ</b>】（<b>グループ長</b> 危機政策課長）</p> <p>①危機管理部職員全員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局職員全員</p> <p>「必要に応じて設置する班及び要員」</p> <p>④他部局指名職員（下記ア～オのとおり） ⑤必要な出先機関職員（本庁の指示により対応）</p> <p>ア【生物化学班】（班長 <b>薬事課長</b>）</p> <p>配備課 <b>薬事課</b>、健康福祉部<b>企画政策課</b>、健康福祉部<b>総務課</b>、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>ふれあい課</b>、水<b>資源課</b>、<b>水道企画課</b></p> <p>イ【交通機関班】（班長 地域交通課長）</p> <p>配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部<b>企画政策課</b>、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課</p> <p>ウ【消防班】（班長 消防保安課長）</p> <p>配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部<b>企画政策課</b>、医療政策課、地域医療課、港湾企画課</p> <p>エ【原子力班】（班長 原子力安全対策課長）</p> <p>配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部<b>企画政策課</b>、医療政策課、地域医療課</p> <p>オ【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長）</p> <p>配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>健康体育課</b></p> <p><b>2 緊急事態対策本部設置準備体制</b></p> <p>「必ず設置する班及び要員」</p> <p>【<b>総括グループ</b>】（<b>グループ長</b> 危機政策課長）、【<b>総務班</b>】（<b>班長</b> 危機管理部<b>総務課長</b>）、【<b>対策グループ</b>（必要に応じて<b>対策グループ</b>に設置する班を除く）】（<b>グループ長</b> 危機対策課長）、【<b>情報グループ</b>】（<b>グループ長</b> 危機情報課長）、【<b>広報班</b>】（<b>班長</b> 広報広聴課長）、【<b>通信班</b>】（<b>班長</b> 危機対策課長）、<b>各部各班</b></p> <p>①本部員（全員） ②指令部各班員（上記各班全員） ③各部各班員（所掌事務に応じた必要人員）</p> <p>「必要に応じて<b>対策グループ</b>に設置する班及び要員」</p> <p>④指令部各班員（下記ア～オのとおり）</p> <p>ア【生物化学班】（班長 <b>薬事課長</b>）</p> <p>配備課 <b>薬事課</b>、健康福祉部<b>企画政策課</b>、健康福祉部<b>総務課</b>、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環</p>	
					<p>・対応の詳細を明記</p> <p>・組織改編に伴う変更</p>

静岡県国民保護計画 新旧対照表（令和8年2月）

頁	改正前	改正後		備考
p. 43			<p><del>境ふれあい課、水資源課、水道企画課</del>  <del>イ【交通機関班】（班長 地域交通課長）</del>  <del>配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課</del>  <del>ウ【消防班】（班長 消防保安課長）</del>  <del>配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課</del>  <del>エ【原子力班】（班長 原子力安全対策課長）</del>  <del>配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課</del>  <del>オ【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長）</del>  <del>配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課</del>  <del>「必要に応じて設置する方面本部の班及び要員」該当する一方面本部</del>  <del>方面本部指令班、方面本部各班</del>  <del>⑤方面本部員(全員)、⑥方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑦方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応の詳細を明記</li> <li>・組織改編に伴う変更</li> </ul>

静岡県国民保護計画 新旧対照表（令和8年2月）

頁	改正前	改正後	備考												
p. 49	<p>別紙2「参集体制」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 233 457 281">配備基準</th> <th data-bbox="457 233 1418 281">配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 281 457 1024"> <p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一市町の場合</p> </td> <td data-bbox="457 281 1418 1024"> <p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括班</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(健康福祉部政策<b>監</b>、健康福祉部総務<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、<b>薬事課</b>、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>政策</b>課、水<b>利用</b>課、<b>事業</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>教育総務</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1024 457 1822"> <p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一方面本部管内の複数市町の場合</p> </td> <td data-bbox="457 1024 1418 1822"> <p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括班</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(健康福祉部政策<b>監</b>、健康福祉部総務<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、<b>薬事課</b>、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>政策</b>課、水<b>利用</b>課、<b>事業</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>教育総務</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配備基準	配備態勢	<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一市町の場合</p>	<p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括班</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(健康福祉部政策<b>監</b>、健康福祉部総務<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、<b>薬事課</b>、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>政策</b>課、水<b>利用</b>課、<b>事業</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>教育総務</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p>	<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一方面本部管内の複数市町の場合</p>	<p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括班</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(健康福祉部政策<b>監</b>、健康福祉部総務<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、<b>薬事課</b>、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>政策</b>課、水<b>利用</b>課、<b>事業</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>教育総務</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p>	<p>別紙2「参集体制」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1466 233 1712 281">配備基準</th> <th data-bbox="1712 233 2680 281">配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 281 1712 1024"> <p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一市町の場合</p> </td> <td data-bbox="1712 281 2680 1024"> <p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括グループ</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(<b>薬事課</b>、健康福祉部<b>企画</b>政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>ふれあい</b>課、水<b>資源</b>課、<b>水道企画</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>健康体育</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1024 1712 1822"> <p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一方面本部管内の複数市町の場合</p> </td> <td data-bbox="1712 1024 2680 1822"> <p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括グループ</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(<b>薬事課</b>、健康福祉部<b>企画</b>政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>ふれあい</b>課、水<b>資源</b>課、<b>水道企画</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>健康体育</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配備基準	配備態勢	<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一市町の場合</p>	<p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括グループ</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(<b>薬事課</b>、健康福祉部<b>企画</b>政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>ふれあい</b>課、水<b>資源</b>課、<b>水道企画</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>健康体育</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p>	<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一方面本部管内の複数市町の場合</p>	<p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括グループ</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(<b>薬事課</b>、健康福祉部<b>企画</b>政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>ふれあい</b>課、水<b>資源</b>課、<b>水道企画</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>健康体育</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p> <p>組織改編に伴う変更</p>
配備基準	配備態勢														
<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一市町の場合</p>	<p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括班</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(健康福祉部政策<b>監</b>、健康福祉部総務<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、<b>薬事課</b>、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>政策</b>課、水<b>利用</b>課、<b>事業</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>教育総務</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p>														
<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一方面本部管内の複数市町の場合</p>	<p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括班</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(健康福祉部政策<b>監</b>、健康福祉部総務<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、<b>薬事課</b>、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>政策</b>課、水<b>利用</b>課、<b>事業</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部政策<b>監</b>、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>教育総務</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p>														
配備基準	配備態勢														
<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一市町の場合</p>	<p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括グループ</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(<b>薬事課</b>、健康福祉部<b>企画</b>政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>ふれあい</b>課、水<b>資源</b>課、<b>水道企画</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>健康体育</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p>														
<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一方面本部管内の複数市町の場合</p>	<p>【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員※) ※<b>統括グループ</b>、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班</p> <p>(必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(<b>薬事課</b>、健康福祉部<b>企画</b>政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境<b>ふれあい</b>課、水<b>資源</b>課、<b>水道企画</b>課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部<b>企画</b>政策課、医療政策課、地域医療課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、<b>健康体育</b>課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)</p> <p>【方面本部】(該当する一方面本部) (略)</p>														

静岡県国民保護計画 新旧対照表（令和8年2月）

頁	改正前	改正後	備考
p. 50	<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が二方面本部管内の複数市町の場合以上</p> <p>(略)</p> <p>※生物化学班、交通機関班、消防班、原子力班及び海外居留・渡航者班の班員は、当該班の設置の有無によりそれぞれ指定されている業務に就く。</p> <p>※方面本部を設置しない各危機管理局等及び出先機関についても、速やかに本部業務に従事できる態勢をとる。</p> <p>※勤務時間内又は勤務時間外において、それぞれ異なる業務（業務先を含む。）が指定されている職員は、その指定された業務に就く。</p> <p>※出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が二方面本部管内の複数市町の場合以上</p> <p>(略)</p> <p>※生物化学班、交通機関班、消防班、原子力班及び海外居留・渡航者班の班員は、当該班の設置の有無によりそれぞれ指定されている業務に就く。</p> <p><u>※各部各班員における勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。</u></p> <p>※方面本部を設置しない地域局等及び出先機関についても、速やかに本部業務に従事できる態勢をとる。</p> <p><u>※方面本部の各班員の勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。</u></p> <p>※勤務中又は勤務外において、それぞれ異なる業務（業務先を含む。）が指定されている職員は、その指定された業務に就く。</p> <p>※出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。</p> <p><u>※業務調整要員は、勤務中は勤務所で待機し、勤務外は居住地周辺の総合庁舎に設置される方面本部指令班駐在（静岡市在住の県庁勤務職員は県庁各所属）に参集し待機することとする。</u></p> <p><u>※上記の「勤務中」「勤務外」は、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた時点を示し、「勤務所」は平常時における所属を示すこととする（勤務とは、勤務時間の内外を問わず、勤務所で業務に従事している状況を示す）。</u></p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>対応の詳細を明記</p>

頁	改正前	改正後	備考
p. 51	別図1 県対策本部の組織図	別図1 県対策本部の組織図	
	<p><b>知事（本部長）</b> 副知事・県警本部長（副本部長）</p> <p><b>本部員会議</b></p> <p><b>危機管理監（本部長代理）</b></p> <p><b>指令部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【統括班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>本部員会議、対策会議の運営（招集、会議資料のとりまとめ）</li> <li>本部長命令、決定事項の下達</li> <li>国陳情、県議会調整等</li> <li>国会議員等の視察調整</li> <li>特殊標章等の交付</li> </ul> </li> <li>【総務班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>本部要員の生活維持</li> <li>本部後方支援</li> <li>国現地对策本部の受入</li> </ul> </li> <li>【情報グループ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報、国民保護措置実施情報の収集、伝達</li> <li>国からの警報等の受領、伝達</li> <li>市町からの要請收受</li> <li>安否情報の収集、整理、報告</li> </ul> </li> <li>【広報班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護措置実施状況など関連情報の提供</li> <li>報道機関への対応</li> <li>県民からの問合せ対応</li> </ul> </li> <li>【通信班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達手段の機能確保</li> <li>情報映像機器の操作等</li> </ul> </li> <li>【生物化学班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>生物剤、科学剤を用いた武力攻撃事態等への対応</li> <li>検査体制等の確保</li> <li>医療等の確保</li> <li>ワクチンの確保</li> </ul> </li> <li>【交通機関班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>運送業者への運行の要請</li> <li>運送業者への情報提供</li> <li>交通機関からの情報収集</li> </ul> </li> </ul> <p><b>各部（危機管理部以外の部局）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【知事直轄組織】 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人への情報提供等支援</li> </ul> </li> <li>【経営管理部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>職員等の人員配置、予算措置</li> <li>本庁舎の機能確保</li> </ul> </li> <li>【くらし・環境部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連物資の価格調査等</li> <li>ボランティア活動支援</li> <li>応急仮設住宅の建設</li> <li>飲料水、生活用水の確保供給</li> </ul> </li> <li>【文化・観光部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校の応急教育</li> <li>観光客避難状況等の動向調査</li> <li>静岡空港の安全確保</li> </ul> </li> <li>【健康福祉部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護施設の設置、医療従事者の確保</li> <li>避難民の健康支援</li> <li>生活衛生の確保</li> </ul> </li> <li>【経済産業部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急物資の調達、配分調整</li> <li>発電所等の情報収集（原子力を除く）</li> </ul> </li> <li>【交通基盤部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路の確保</li> </ul> </li> <li>【出納部】</li> <li>【企業部】</li> <li>【がんセンター部】</li> <li>【議会部】</li> <li>【人事委員会部】</li> <li>【監査委員会部】</li> <li>【労働委員会部】</li> <li>【収用委員会部】</li> <li>【教育部】</li> <li>【警察部】</li> <li>【中央連絡部】</li> </ul>	<p><b>知事（本部長）</b> 副知事・県警本部長（副本部長）</p> <p><b>本部員会議</b></p> <p><b>危機管理監（本部長代理）</b></p> <p><b>指令部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【統括グループ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>本部員会議、対策会議の運営（招集、会議資料のとりまとめ）</li> <li>本部長命令、決定事項の下達</li> <li>国陳情、県議会調整等</li> <li>国会議員等の視察調整</li> <li>特殊標章等の交付</li> </ul> </li> <li>【総務班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>本部要員の生活維持</li> <li>本部後方支援</li> <li>国現地对策本部の受入</li> </ul> </li> <li>【情報グループ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報、国民保護措置実施情報の収集、伝達</li> <li>国からの警報等の受領、伝達</li> <li>市町からの要請收受</li> <li>安否情報の収集、整理、報告</li> </ul> </li> <li>【広報班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護措置実施状況など関連情報の提供</li> <li>報道機関への対応</li> <li>県民からの問合せ対応</li> </ul> </li> <li>【通信班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達手段の機能確保</li> <li>情報映像機器の操作等</li> </ul> </li> <li>【生物化学班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>生物剤、化学剤を用いた武力攻撃事態等への対応</li> <li>検査体制等の確保</li> <li>医療等の確保</li> <li>ワクチンの確保</li> </ul> </li> <li>【交通機関班】 <ul style="list-style-type: none"> <li>運送業者への運行の要請</li> <li>運送業者への情報提供</li> <li>交通機関からの情報収集</li> </ul> </li> </ul> <p><b>各 部（危機管理部以外の部局）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【企画部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人への情報提供等支援</li> </ul> </li> <li>【総務部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>職員等の人員配置</li> </ul> </li> <li>【財務部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>予算措置</li> <li>本庁舎の機能確保</li> </ul> </li> <li>【くらし・環境部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連物資の価格調査等</li> <li>ボランティア活動支援</li> <li>応急仮設住宅の建設</li> <li>飲料水、生活用水の確保供給</li> </ul> </li> <li>【スポーツ・文化観光部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>観光客避難状況等の動向調査</li> <li>静岡空港の安全確保</li> </ul> </li> <li>【健康福祉部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護施設の設置、医療従事者の確保</li> <li>避難民の健康支援</li> <li>生活衛生の確保</li> <li>私立学校の応急教育</li> </ul> </li> <li>【経済産業部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急物資の調達、配分調整</li> <li>発電所等の情報収集（原子力を除く）</li> </ul> </li> <li>【交通基盤部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路の確保</li> </ul> </li> <li>【出納部】</li> <li>【企業部】</li> <li>【がんセンター部】</li> <li>【議会部】</li> <li>【人事委員会部】</li> <li>【監査委員会部】</li> <li>【労働委員会部】</li> <li>【収用委員会部】</li> <li>【教育部】</li> <li>【警察部】</li> <li>【中央連絡部】</li> </ul>	<p>組織改編に伴う変更</p>

頁	改正前	改正後	備考
p. 52	<p>別図2 対策会議の組織</p> <p>危機管理監</p> <p>危機管理部</p> <p>知事直轄組織知事戦略局長 知事直轄組織政策推進局長 知事直轄組織地域外交局長 経営管理部総務局長 ぐらし・環境部管理局長 ぐらし・環境部建築住宅局長 ぐらし・環境部環境局長 文化・観光部管理局長 文化・観光部観光交流局長 文化・観光部空港振興局長 健康福祉部管理局長 健康福祉部医療健康局長 健康福祉部生活衛生局長 経済産業部管理局長 経済産業部農業局長 交通基盤部管理局長 交通基盤部河川砂防局長 交通基盤部港湾局長 交通基盤部道路局長 出納局次長兼会計課長 企業局理事 教育委員会理事(総括担当) 県警察本部警備部長 その他必要とする者</p> <p>危機担当監は、危機事案の内容、事態の推移を勘案し、危機管理監が決定</p> <p>関係部局</p> <p>(略)</p>	<p>別図2 対策会議の組織</p> <p>危機管理監</p> <p>危機管理部</p> <p>企画部次長 総務部次長 財務部次長 ぐらし・環境部政策管理局長 スポーツ・文化観光部参事 健康福祉部政策管理局長 経済産業部政策管理局長 交通基盤部政策管理局長 出納局次長 企業局参事 議会事務局次長 教育委員会理事(総括・新図書館担当) 県警察本部警備部長 その他必要とする者</p> <p>危機担当監は、危機事案の内容、事態の推移を勘案し、危機管理監が決定</p> <p>関係部局</p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>・危機担当監の変更に伴う修正</p>

静岡県国民保護計画 新旧対照表（令和8年2月）

頁	改正前	改正後	備考																																								
p. 82	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>○県は、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、以下に掲げる措置を講ずる。</p> <p>○この場合において、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="270 489 1421 1188"> <tr> <td>(1) 県地域防災計画（原子力災害対策<del>の巻</del>）に準じた措置の実施</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(3) モニタリングの実施</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(4) 住民の避難等の措置</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(6) 国への措置命令の要請等</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(7) 安定ヨウ素剤の服用</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(9) 飲食物の摂取制限等</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(10) 要員の安全の確保</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	(1) 県地域防災計画（原子力災害対策 <del>の巻</del> ）に準じた措置の実施	（略）	(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	（略）	(3) モニタリングの実施	（略）	(4) 住民の避難等の措置	（略）	(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	（略）	(6) 国への措置命令の要請等	（略）	(7) 安定ヨウ素剤の服用	（略）	(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施	（略）	(9) 飲食物の摂取制限等	（略）	(10) 要員の安全の確保	（略）	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>○県は、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、以下に掲げる措置を講ずる。</p> <p>○この場合において、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1525 489 2677 1188"> <tr> <td>(1) 県地域防災計画（原子力災害対策<del>巻</del><del>編</del>）に準じた措置の実施</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(3) モニタリングの実施</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(4) 住民の避難等の措置</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(6) 国への措置命令の要請等</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(7) 安定ヨウ素剤の服用</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(9) 飲食物の摂取制限等</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(10) 要員の安全の確保</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	(1) 県地域防災計画（原子力災害対策 <del>巻</del> <del>編</del> ）に準じた措置の実施	（略）	(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	（略）	(3) モニタリングの実施	（略）	(4) 住民の避難等の措置	（略）	(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	（略）	(6) 国への措置命令の要請等	（略）	(7) 安定ヨウ素剤の服用	（略）	(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施	（略）	(9) 飲食物の摂取制限等	（略）	(10) 要員の安全の確保	（略）	<p>・「静岡県地域防災計画」の記載に合せた修正</p>
(1) 県地域防災計画（原子力災害対策 <del>の巻</del> ）に準じた措置の実施	（略）																																										
(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	（略）																																										
(3) モニタリングの実施	（略）																																										
(4) 住民の避難等の措置	（略）																																										
(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	（略）																																										
(6) 国への措置命令の要請等	（略）																																										
(7) 安定ヨウ素剤の服用	（略）																																										
(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施	（略）																																										
(9) 飲食物の摂取制限等	（略）																																										
(10) 要員の安全の確保	（略）																																										
(1) 県地域防災計画（原子力災害対策 <del>巻</del> <del>編</del> ）に準じた措置の実施	（略）																																										
(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	（略）																																										
(3) モニタリングの実施	（略）																																										
(4) 住民の避難等の措置	（略）																																										
(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	（略）																																										
(6) 国への措置命令の要請等	（略）																																										
(7) 安定ヨウ素剤の服用	（略）																																										
(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施	（略）																																										
(9) 飲食物の摂取制限等	（略）																																										
(10) 要員の安全の確保	（略）																																										

静岡県国民保護計画 新旧対照表（令和8年2月）

頁	改正前	改正後	備考																
p. 90	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>○県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画（共通対策の巻）に準じて、以下に掲げる措置を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="299 365 1421 495"> <tr> <td>(1) 保健衛生対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 防疫対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 廃棄物の処理</p> <table border="1" data-bbox="299 583 1421 877"> <tr> <td>(1) 廃棄物処理対策</td> <td>                     県は、県地域防災計画（地震対策の巻）に準じて、以下の措置を講ずる。                      この場合、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考とする。                      ア (略)                      イ (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(2) 廃棄物処理の特例</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(以下、略)</p>	(1) 保健衛生対策	(略)	(2) 防疫対策	(略)	(1) 廃棄物処理対策	県は、県地域防災計画（地震対策の巻）に準じて、以下の措置を講ずる。 この場合、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考とする。 ア (略) イ (略)	(2) 廃棄物処理の特例	(略)	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>○県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画（共通対策編）に準じて、以下に掲げる措置を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1555 365 2677 495"> <tr> <td>(1) 保健衛生対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 防疫対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 廃棄物の処理</p> <table border="1" data-bbox="1555 583 2677 877"> <tr> <td>(1) 廃棄物処理対策</td> <td>                     県は、県地域防災計画（地震対策編）に準じて、以下の措置を講ずる。                      この場合、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考とする。                      ア (略)                      イ (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(2) 廃棄物処理の特例</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(以下、略)</p>	(1) 保健衛生対策	(略)	(2) 防疫対策	(略)	(1) 廃棄物処理対策	県は、県地域防災計画（地震対策編）に準じて、以下の措置を講ずる。 この場合、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考とする。 ア (略) イ (略)	(2) 廃棄物処理の特例	(略)	<p>「静岡県地域防災計画」の記載に合せた修正</p>
(1) 保健衛生対策	(略)																		
(2) 防疫対策	(略)																		
(1) 廃棄物処理対策	県は、県地域防災計画（地震対策の巻）に準じて、以下の措置を講ずる。 この場合、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考とする。 ア (略) イ (略)																		
(2) 廃棄物処理の特例	(略)																		
(1) 保健衛生対策	(略)																		
(2) 防疫対策	(略)																		
(1) 廃棄物処理対策	県は、県地域防災計画（地震対策編）に準じて、以下の措置を講ずる。 この場合、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考とする。 ア (略) イ (略)																		
(2) 廃棄物処理の特例	(略)																		